



**暴力団に関する相談は暴力相談所へ**

▶ 相談受付時間／午前10時～午後4時  
(土・日・祝日と年末年始を除く)

神戸 ☎078-362-8930 加古川 ☎079-427-8930

尼崎 ☎06-6481-8930 姫路 ☎079-222-8930

「暴力団追放3ない運動+1」を推進しています。  
暴力団を利用しない  
暴力団を恐れない  
暴力団に金を出さない  
+  
暴力団と交際しない

**賛助会員募集のお知らせ**

暴力団追放運動にご賛同いただける方を賛助会員として広く募集しています。入会手続きなどの詳細は、下記までお問合せください。

年会費：法人(団体)1口2万円、個人1口5千円  
※賛助会費は、税法上の優遇措置が受けられます。

特典 ● 賛助会員の証の交付 ● 機関誌の配付  
● 研修等への講師派遣や資料の提供 等



**公益財団法人 暴力団追放兵庫県民センター**

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部内 TEL.078-362-8930

**改正個人情報保護法が施行されています**

平成29年5月30日から「改正個人情報保護法」が全面施行されています。これまで対象外であった5,000人以下の個人情報を取り扱う事業者についても法の対象となるなど、取り扱いの厳格化などが盛り込まれています。

個人情報を取り扱う個人・事業者のほとんどが対象となりますので、改正のポイントを押さえ、対処できるようご準備ください。

**改正のポイント**

- ① 個人識別符号の定義づけ
- ② 要配慮個人情報の規定の新設
- ③ 匿名加工情報の規定の新設
- ④ 第三者提供(オプトアウト規定)に係る確認・記録義務
- ⑤ データベース提供罪の新設
- ⑥ 小規模事業者への配慮

詳しくは…

**【個人情報保護委員会】**

○ 個人情報保護法 中小企業サポートページ  
[http://www.ppc.go.jp/personal/chusho\\_support/](http://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/)

○ 個人情報保護法相談ダイヤル

電話番号：03-6457-9849  
受付時間：9:30～17:30  
(土日祝日及び年末年始を除く)

**ジョブ・カード制度**

経営者の皆様へ

**有期実習型訓練の活用のお勧め**

～自社のニーズに合った人材を育成できます!～

**ジョブ・カードとは**

求職者の職業能力を証明するA4判の大きさの3種類のシート(①キャリア・プランシート、②職務経歴シート、③職業能力証明シート)です。履歴書などにはない求職者に関する詳細な情報が記載されているので、短時間の採用面接では分からない求職者の職業能力やレベルなどを客観的に判断できます。

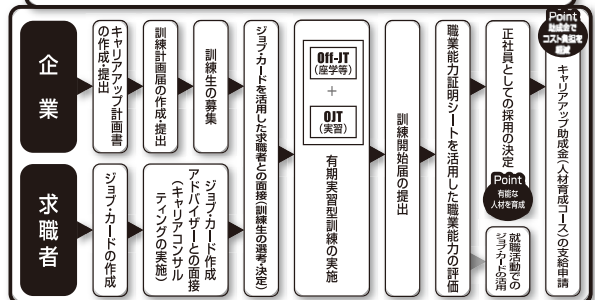
**ジョブ・カードがマッチング**



**有期実習型訓練とは**

ジョブ・カードを活用したOff-JT(座学等)とOJT(実習)を効果的に組み合わせた3カ月以上6カ月以内の職業訓練。有能な人材を育成したい企業と正社員の経験が少ない求職者とのマッチングを促進する国の制度です。訓練を実施する企業では、訓練期間を通じて訓練生の適性や職業能力などを判断し、正社員として継続雇用できることから、採用時のミスマッチや早期離職のリスクを軽減できます。加えて、一定の要件を満たしている場合は、訓練の終了後に国からキャリアアップ助成金(人材育成コース)が支給されるので、訓練の実施に要するコスト負担を軽減できます。

**訓練の終了後に支給される助成金でコスト負担を軽減!**



日本商工会議所 兵庫県地域ジョブ・カードサポートセンター  
TEL.0799-22-7733 FAX.0799-22-7715



全国各地の地域ジョブ・カード(サポート)センターでは、ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練を実施する企業を支援しています。下記の商工会議所のホームページでは、有期実習型訓練の企業での活用事例を文字情報と動画で紹介しています。

詳細はwebで [ジョブ・カード制度](#) 検索 <http://www.jc-center.jp/> <http://jobcard.mhlw.go.jp/>